

第 1 号議案

令和 4 年度収支予算の変更について

肥料価格高騰対策事業費補助金の交付決定を受け、令和 4 年度収支予算を変更する。

第1号議案

令和4年度収支予算の変更箇所について

- 肥料価格高騰対策事業予算を特別会計に計上。
- 表の下線部は変更箇所。

令和4年度収支予算（案）

自：令和4年 4月 1日

至：令和5年 3月31日

単位：円

【前期繰越】

科目	予算額 ①	前年度予算額 ②	増減 ①－②	備考
1～3【変更無し】				
上記1～3の合計＝収入合計（A）	1,126,171	419,644	706,527	

【収入の部】

単位：円

科目	予算額 ①	前年度予算額 ②	増減 ①－②	備考
1～4【変更無し】				
5. <特別会計> <u>肥料価格高騰対策事業費補助金勘定</u>	<u>5,548,597,000</u>	0	<u>5,548,597,000</u>	(内訳) 国庫補助金 4,308,943,000 円 県補助金 923,346,000 円 市補助金 316,308,000 円
上記1～4_5の合計＝収入合計（B）	<u>3,584,449,400</u> <u>9,133,046,400</u>	3,773,633,000	<u>△189,183,600</u> <u>5,359,413,400</u>	

【支出の部】

単位：円

科目	予算額 ①	前年度予算額 ②	増減 ①－②	備考
1～4【変更無し】				
5. <特別会計> <u>肥料価格高騰対策事業費補助金勘定</u>	<u>5,548,597,000</u>	0	<u>5,548,597,000</u>	取組実施者への助成金の交付
5.6. 一般活動推進費				
上記1～ 5.6 の合計＝支出合計（C）	<u>3,585,575,571</u> <u>9,134,172,571</u>	3,774,052,644	<u>△188,477,073</u> <u>5,360,119,927</u>	

当期収支差額 (D) = (A) + (B) - (C)	0	0	0	
------------------------------	---	---	---	--

第1号議案

令和4年度 収支予算（案）

自：令和4年 4月 1日

至：令和5年 3月 31日

単位：円

【前期繰越】

科 目	予算額 ①	前年度予算額 ②	増減 ①-②	備考
1. 経営所得安定対策推進事業勘定	0	0	0	
2. 県協議会活動推進費勘定	0	0	0	
3. 一般推進活動費勘定	1,126,171	419,644	706,527	
上記1～3の合計=収入合計（A）	1,126,171	419,644	706,527	

【収入】

単位：円

科 目	予算額 ①	前年度予算額 ②	増減 ①-②	備考
1. 経営所得安定対策推進事業勘定	2,400,000	2,835,000	△ 435,000	国庫補助金
2. 県協議会活動推進費勘定	1,000,000	2,000,000	△ 1,000,000	県補助金
3. <特別会計> 実需者ニーズ対応低コスト生産等 支援事業費補助金勘定	3,580,385,000	3,768,798,000	△ 188,413,000	国庫補助金
4. <特別会計> 肥料コスト低減体系緊急転換 事業費補助金勘定	664,400	0	664,400	国庫補助金
5. <特別会計> 肥料価格高騰対策事業費補助金勘定	5,548,597,000	0	5,548,597,000	国庫補助金 県補助金 市補助金
上記1～5の合計=収入合計（B）	9,133,046,400	3,773,633,000	5,359,413,400	

【支出】

単位：円

科 目	予算額 ①	前年度予算額 ②	増減 ①-②	備考
1. 経営所得安定対策推進事業勘定	2,400,000	2,835,000	△ 435,000	ラジオCM制作費 事務委託費等
2. 県協議会活動推進費勘定	2,000,000	2,000,000	0	チラシ制作費 会議費等
3. <特別会計> 実需者ニーズ対応低コスト生産等 支援事業費補助金勘定	3,580,385,000	3,768,798,000	△ 188,413,000	地域協議会への 助成金の交付
4. <特別会計> 肥料コスト低減体系緊急転換 事業費補助金勘定	664,400	0	664,400	取組実施者への 助成金の交付
5. <特別会計> 肥料価格高騰対策事業費補助金勘定	5,548,597,000	0	5,548,597,000	取組実施者への 助成金の交付
6. 一般推進活動費勘定	126,171	419,644	△ 293,473	
上記1～6の合計=支出合計（C）	9,134,172,571	3,774,052,644	5,360,119,927	

当期収支差額(D)=(A)+(B)-(C)	0	0	0	
-----------------------	---	---	---	--



4 陸生第 7 4 7 号
令和 4 年 1 0 月 1 1 日

新潟県農業再生協議会
会長 石山 章 殿

北陸農政局長

令和 4 年度肥料価格高騰対策事業費補助金（肥料価格高騰対策事業）の交付決定の通知について

令和 4 年 1 0 月 3 日付け 4 新潟農再生協議会第 3 1 号で申請のあった令和 4 年度肥料価格高騰対策事業費補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）第 6 条第 1 項の規定により下記のとおり交付することに決定したので、適正化法第 8 条の規定により通知する。

記

- 1 補助金交付の対象となる事業は、令和 4 年 1 0 月 3 日付け 4 新潟農再生協議会第 3 1 号で申請（以下「申請書」という。）のあった令和 4 年度肥料価格高騰対策事業費補助金とし、その内容は申請書の補助事業の内容欄記載のとおりとする。
- 2 補助事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりである。ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助事業に要する経費及び補助金の額については、別に通知するところによるものとする。

補助事業に要する経費	金 1, 8 5 3, 4 5 9, 4 0 0 円
補助金の額	金 1, 8 5 3, 4 5 9, 4 0 0 円

- 3 補助事業に要する経費の配分及びこの配分された経費の額に対応する補助金の額の区分は、申請書の経費の配分及び負担区分欄記載のとおりとする。
- 4 補助金の確定額は、補助事業に要した配分経費ごとの実支出額と、配分経費に対応する補助金の額（変更された場合は変更された額とする。）とのいずれか低い額の合計額とする。
- 5 補助事業者は、適正化法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令18号）、肥料価格高騰対策事業費補助金交付等要綱（令和4年8月3日付け4農産第535号—2農林水産事務次官依命通知）、肥料価格高騰対策事業実施要領（令和4年8月3日付け4農産第624号—2農産局長通知）に従わなければならない。